

地方独立行政法人天王寺動物園組織規程

令和3年4月1日

最近改正 令和5年8月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人天王寺動物園定款に定めるもののほか、地方独立行政法人天王寺動物園（以下「法人」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の組織)

第2条 法人の内部組織は、次のとおりとする。

運営課

飼育展示課

施設課

動物診療課

総務課

(事務局の所在地)

第3条 定款第4条の事務所を法人の事務所とし、大阪市天王寺区茶臼山町1丁目に置く。

(職の設置)

第4条 動物園に園長、総務部長、技術部長、副園長、課に課長を置く。

2 課に、課長代理、担当係長、主務（リーダー）を置くことができる

第5条 園長、技術部長、副園長、課長、課長代理、担当係長、主務（リーダー）は、法人職員のうちから理事長が命ずる。

(職務)

第6条 園長、総務部長、技術部長、副園長、課長、課長代理、担当係長、主務（リーダー）は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

第7条 園長に事故があるとき又は園長が欠けたときは、あらかじめ園長が定める職員が園長の職務を行う。

2 課長等（副園長及び課長をいう。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長の専管する事務を所管する課長代理が当該課長の職務を行う。

3 前項前段の場合において当該課長等の専管する事務を所管する課長代理が置かれていないときは、あらかじめ園長もしくは総務部長が定める職員が当該課長の職務を行う。

(事務局の事務分掌)

第8条 事務分掌は、次のとおりとする。

運営課

- (1) 動物園の運営、サービス向上及び協働事業に関する事
- (2) 広聴、広報及び報道に関する事
- (3) 行催事企画・運営及び市民協働に関する事
- (4) 民間事業者等との連携に関する事
- (5) 動物にかかる情報発信及び広報誌等の発行に関する事
- (6) 寄附及び資金調達に関する事

飼育展示課

- (1) 動物の飼育、展示に関する事
- (2) ハズバンドリートレーニング、環境エンリッチメントに関する事
- (3) 希少動物の繁殖その他希少動物の種の保存に関する事
- (4) 動物導入、移動調整及び血統管理に関する事
- (5) 渉外交渉及び海外交流に関する事
- (6) 動物にかかる資料の収集・保存・活用、教育普及事業の調整・実施に関する事
- (7) 学校等教育機関との連携に関する事

施設課

- (1) 施設管理の総括、連絡調整に関する事
- (2) 施設整備に関する事務の総括・連絡調整に関する事
- (3) 施設に関する中長期整備計画に関する事
- (4) 施設整備に係る工事の実施に関する事
- (5) 施設に関する工事及び保全業務の連絡調整、指導並びに助言に関する事

動物診療課

- (1) 動物の診療・治療に関する事
- (2) ハズバンドリートレーニングに関する事
- (3) 動物にかかる調査研究に関する事
- (4) 希少動物の繁殖その他希少動物の種の保存に関する事
- (5) 教育普及事業の実施に関する事

総務課

- (1) 法人の事務の総合調整に関する事
- (2) 理事会、その他の会議及び役員等に関する事
- (3) 定款並びに規則、規程の制定及び改廃に関する事
- (4) 文書、人事、給与及び福利厚生に関する事
- (5) 法人の予算、決算、物品、財産管理及び契約に関する事

- (6) 資金管理等に関する事
- (7) 内部統制及び監査に関する事
- (8) 情報化に関する事
- (9) 危機管理に関する事
- (10) 大阪市及びその他関係機関との調整に関する事
- (11) 職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関する事
- (12) 計画（中期計画・年度計画）及び評価に関する事
- (13) 法人の経営分析に関する事
- (14) 法人内企画調整に関する会議の運営に関する事
- (15) 他の課の所管に属さない事務に関する事

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。